

○飯塚市教育委員会後援等に関する要綱

平成19年4月1日

飯塚市教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 社会教育関係団体(以下「関係団体」という。)等の団体及び個人が行う公共性の高い事業に対し、飯塚市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う共催、後援及び協賛(以下「後援等」という。)の基準及び運用については、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 委員会の施策に合致し、共に推進していくべきものと認められる事業を各種団体及び個人と共同で行うことをいう。
- (2) 後援 委員会が支援していくべきものと認められる事業に対して援助を行うことをいう。
- (3) 協賛 趣旨又は目的に委員会が賛同する事業に対して協力を行うことをいう。

(対象団体及び個人)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するものが行う事業に対して後援等を行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体(公社、公団等を含む。)
- (2) 社会教育関係団体として登録された団体
- (3) 教育機関、公共的団体その他公共的活動を行う団体で、規約、事務局、役員、組織及び活動内容等が整備されている団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に適当と認めるもの

(対象事業)

第4条 委員会は、次に該当する事業に後援等(この条において、協賛を除く。)を行うことができる。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 広く市民一般を対象とする事業
- (3) 委員会が推進支援していくべきものと認める事業

2 前項の規定にかかわらず委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の後援等を行わないものとする。

- (1) もっぱら営利を目的としている場合又はそれに類することが見込まれる場合

- (2) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合
- (4) 特定の政党の利害に関する事業や公の選挙に関し、特定の候補者を支持する等の政治活動につながるおそれがある場合
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派等を支援する宗教活動につながるおそれがある場合
(金銭的な支援等)

第5条 委員会は、後援等を行うときは、原則として金品の援助は行わないものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会は、共催事業に対し人的支援を行うことができる。この場合において、施設使用料の減免に関しては規則の定めるところにより、これを行う。
- 3 委員会は、後援事業に対し実質的な支援措置を行わない。この場合において、施設使用料の減免に関しては規則の定めるところにより、これを行う。
- 4 委員会は、協賛事業に対し実質的な支援措置を行わない。

(申請)

第6条 後援等の申請をしようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を申請書に添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める資料

(決定通知)

第7条 委員会は、申請書を受理したときは、審査を行い、後援等の可否を決定し、申請者に書面で通知するものとする。

(届出)

第8条 後援等の決定を受けたもの(以下「後援団体等」という。)は、申請内容に変更が生じたときは、変更届を委員会に提出しなければならない。

(取消し)

第9条 委員会は、前条に定める手続きを怠り、若しくは内容に著しい変更がある場合又は決定内容に反する事項が認められるときは、後援等の取消しを行い、当該団体に書面で通知するものとする。

(報告書の提出)

第10条 後援団体等は、当該事業終了後、次に掲げる書類を報告書に添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書又は委員会がこれに相当すると認める資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める資料
(委任)

第11条 後援等の申請に係る申請書等の様式、その他申請等について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市教育委員会共催、後援、協賛に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。